## 徳島県情報公開審査会答申第134号

## 第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成24年12月4日(平成24年12月5日受理),審査請求人は,徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき,徳島県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、「〇〇〇年〇〇月〇〇日に私が傷害罪事件の容疑者として逮捕されたが〇〇月〇〇日に私は供述調書に署名指印したが、その供述調書の日付が〇〇月〇〇日付に改ざんされており、内容も改ざんされているにちがいないので警察がどのように改ざんしたか私が見ればすぐにわかるので〇〇月〇〇日付になっている私の供述調書を全部見せてほしい。」旨の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

## 2 実施機関の決定

平成24年12月13日,実施機関は,本件請求に対して,「供述調書については,刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し,徳島県情報公開条例第35条の規定により,同条例の規定を適用しないとされている文書であるため,同条例第7条第3号の規定により当該請求を拒否するものである。」との理由で,公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行い,審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成24年12月28日(平成25年1月4日受理),審査請求人は,本件処分を 不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき, 徳島県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成25年1月24日,諮問庁は、徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公文書公開請求拒否決定処分を取り消すとの裁決を求める、というものである。

# 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書,意見書を要約すると,審査請求の理由は以下のとおりである。

- (1) ○○○○年○○月○○日私が逮捕された事件において,これはえん罪であると主張している。
- (2) 私は〇〇〇年〇〇月〇〇日に供述調書に署名指印したが、後日、警察を相手とする民事裁判中に見た準備書面には、〇〇日に書いたはずの供述調書が〇〇日に作成されたと書かれていた。
- (3) 警察はどうしても私を犯人にしたいがために〇〇〇年〇〇月〇〇日の供述調書 の日付と内容を改ざんしたのに違いない。
- (4) 私が〇〇〇年〇〇月〇〇日付の供述調書を見れば、捏造部分を具体的に指摘できる。

# 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

## 1 供述調書について

供述調書については、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第177条第1項で、「取調べを行つたときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」と規定され、司法警察職員捜査書類基本書式例によって、それぞれ様式が定められている。

供述調書のうち、本件処分の対象となった被疑者供述調書については、刑事訴訟法第198条第1項で「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。」と規定され、同条第3項で「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定されている。

以上のことから、被疑者供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査の過程で作成される書類である。

#### 2 訴訟に関する書類について

「訴訟に関する書類」とは、大阪地裁平成16年1月16日判決において、「被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護人・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。」とされている。

また,総務省行政管理局監修の「行政機関等個人情報保護法の解説」においては, 「被疑事件又は被告事件に関して作成し,又は取得された書類をいい,訴訟記録,不 起訴記録,公判不提出記録等を含む。例えば,裁判所が作成する判決書や公判調書, 検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書,冒頭陳述書,供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか,告訴状,不起訴処分通知書,弁護人選定届等の手続関係書類が含まれる。」とされている。

## 3 条例第35条(適用除外)の該当性について

審査請求人が公開を求めている公文書は、被疑者供述調書であり、上記2の訴訟に 関する書類に当たる。

刑事訴訟法第53条の2第1項には、「訴訟に関する書類及び押収物については、 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び独立行 政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の規定は、 適用しない。」と規定していることから、被疑者供述調書は、条例第35条の規定に より条例の適用を受けないこととなる。

# 4 結論

以上の理由から、条例第7条第3号の規定により、公開請求を拒否することとしたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

# 1 供述調書について

供述調書については、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第177条第1項で「取調べを行つたときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」と規定され、司法警察職員捜査書類基本書式例によって、それぞれ様式が定められている。

また、被疑者供述調書の作成については、刑事訴訟法第198条第1項で「検察官、 検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑 者の出頭を求め、これを取り調べることができる。」と規定され、同条第3項で「被 疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定されている。

以上のことから、本件請求の対象である被疑者供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査の過程で作成される書類であると認められる。

### 2 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」とは、大阪地裁平成16年1月16日判決において、「被疑

事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護人・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。」とされている。

また,総務省行政管理局監修の「行政機関等個人情報保護法の解説」においては,「被疑事件又は被告事件に関して作成し,又は取得された書類をいい,訴訟記録,不起訴記録,公判不提出記録等を含む。例えば,裁判所が作成する判決書や公判調書,検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書,冒頭陳述書,供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか,告訴状,不起訴処分通知書,弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。」とされている。

## 3 本件処分の妥当性について

上記のとおり、被疑者供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査の過程で、被疑事件又は被告事件に関して作成される書類であると認められるため、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

そして、条例第35条は「法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定しており、「訴訟に関する書類」は条例の適用を受けないことから、条例第7条第3項の規定により本件請求を拒否することとした、本件処分は妥当である。

# 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年 1月24日	諮問
2月28日	実施機関からの理由説明書を受理
3月11日	審査請求人からの意見書を受理

3月12日	審査請求人からの追加意見書を受理
3月15日	審査請求人からの追加意見書2通を受理
4月18日	審議(第110回審査会)
5月20日	審議(第111回審査会)
6月24日	審議(第112回審査会)

# 徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職業等	備考
井関 佳穂理	公認会計士,税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)